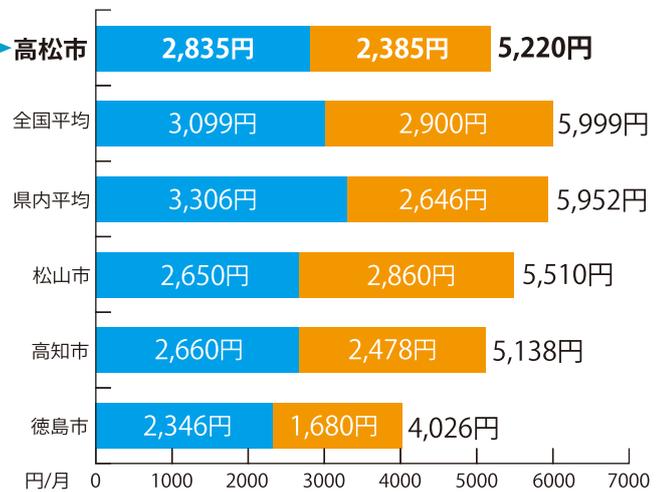


高松市の上下水道料金は高いの？安いの？

私たちが支払っている水道料金と下水道使用料は、他と比べて『高いの？それとも安いの？』。そんなことを考えたことはありませんか。他から高松市に引っ越しされた方の中には「高松市は上下水道料金が高い」と言う方もいらっしゃいます。では、本当にそうなのか比べてみました。

高松市と他の市町との水道料金・下水道使用料の比較



※1か月20㎡使用した場合(消費税込み)
 ※平成24年4月1日現在(各都市のHPより確認)
 [全国平均は、水道 平成23年4月1日(社団法人日本水道協会 水道料金表)
 下水道 平成23年3月31日(総務省HP 平成22年度地方公営企業年鑑)]



料金水準は、全国平均や県内平均以下です。

水道料金や下水道使用料は、施設の整備状況や水源確保にかかる費用などによって異なりますが、四国内の県庁所在地と比べてもそれほど高くないことがお分かりいただけると思います。ただし、使用量が多くなるほど割高になる節水型料金体系になっていますので、限りある水資源を大切に使うためにも、水の使い過ぎには注意しましょう。

お問い合わせは、お客さまセンター ☎839-2731



これからも
現行料金水準の
維持に努めます!!

浄化槽の管理を定期的に行っていますか？

浄化槽の定期的な管理は、法律で義務付けられています。

浄化槽は、し尿や生活排水を処理して地域の水環境を守る重要な施設です。浄化槽の管理を怠ると、公共用水域の水環境の悪化を招くことから、保守点検や清掃の実施とともに、必ず年1回の法定検査を受検しましょう。

※高松市の法定検査の受検率は、県内平均を下回っています。

3つの義務

保守点検

年3回以上(機種・容量などにより異なる)

保守点検では、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。保守点検は技術上の基準に従って自ら行うか、高松市の登録業者に委託して実施します。

清掃

年1回(機種によっては6か月に1回以上)

清掃は、槽内に溜まった汚泥・汚物・異物その他の機能上支障となるものを取り除き、各装置の清掃を行う作業です。清掃作業は、高松市が許可した浄化槽清掃業者が行います。

法定検査

年1回

法定検査とは、保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査するものです。検査は、指定検査機関である公益社団法人 香川県浄化槽協会が行います。

お問い合わせは、給排水設備課 浄化槽係 ☎839-2720

「みんなの水」に対するご意見・ご要望をお寄せください。
 Eメールアドレス kigyousoumu@city.takamatsu.lg.jp